

トマト加工品の表示に関する公正競争規約

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、トマト加工品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「トマト加工品」とは、トマトピューレー、トマトペースト、トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料、トマトケチャップ、トマトソース、トマトミックスソース、チリソース、固形トマト、その他トマトを主原料とした食品（製品に占めるトマトの割合が全重量の51パーセント以上のものをいう。）をいう。</p> <p>(1) この規約で「トマトピューレー」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24パーセント未満のもの</p> <p>イ アにトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24パーセント未満のもの</p> <p>(2) この規約で「トマトペースト」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24パーセント以上のもの</p> <p>イ アにトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24パーセント以上のもの</p> <p>(3) この規約で「トマトジュース」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したもの（以下「トマトの搾汁」という。）又はこれに食塩を加えたもの</p> <p>イ 濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したものの又はこれに食塩を加えたもの</p> <p>(4) この規約で「トマトミックスジュース」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア トマトジュースを主原料とし、これにセル</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第1項の「トマト」とは、完熟した赤色の、又は赤みを帯びたトマト（<i>Lycopersicon esculentum</i> P. Mill）の果実をいう。</p> <p>2 規約第2条第1項の「濃縮トマト」とは、トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去した後濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で、無塩可溶性固形分が8パーセント以上のものをいう。</p> <p>3 規約第2条第1項第3号アのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が4パーセント以上のものをいい、同号イのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が4パーセント以上8パーセント未満のものをいう。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>リー、にんじんその他の野菜類を破碎して搾汁したもの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを加えたもの</p> <p>イ トマトジュースを主原料とするもので、アに食塩、香辛料、砂糖類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。以下同じ。）、調味料（アミノ酸等）等（野菜類（きのこ類及び山菜類を含む。以下同じ。）以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(5) この規約で「トマト果汁飲料」とは、次に掲げるもののうち、トマトの搾汁が50パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア トマトの搾汁を希釈したもの</p> <p>イ 濃縮トマトを希釈してトマトの搾汁を希釈した状態となるもの</p> <p>ウ ア又はイに食塩、砂糖類又は香辛料等を加えたもの</p> <p>(6) この規約で「トマトケチャップ」とは、次に掲げるもので可溶性固形分が25パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマトに食塩、香辛料、食酢、砂糖類及びたまねぎ又はにんにくを加えて調味したもの</p> <p>イ アに酸味料、調味料（アミノ酸等）、糊料等（たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(7) この規約で「トマトソース」とは、次に掲げるもので可溶性固形分が8パーセント以上25パーセント未満のものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもの</p> <p>イ アに食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料、調味料（アミノ酸等）、糊料等（野菜類以外の農畜水産物を除く。）を加えたもの</p> <p>(8) この規約で「トマトミックスソース」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したものであって、第7号のAに該当しないもの</p> <p>イ 第7号のA又は第8号のAに食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、果実、畜肉、魚肉又はこれらの加工品、酸味料、調味料（アミノ酸等）、糊料等を加えたものであって、</p>	

規 約	施 行 規 則																
<p>第7号のイに該当しないもの</p> <p>(9) この規約で「チリソース」とは、次に掲げるもので、可溶性固形分が25パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア トマトを刻み、又は粗く砕き、種子の大部分を残したまま皮を除去した後濃縮したもの（固形状のものを除く。）に食塩、香辛料、食酢及び砂糖類を加えて調味したもの</p> <p>イ アにたまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類、酸味料、調味料（アミノ酸等）、カルシウム塩等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(10) この規約で「固形トマト」とは、全形若しくは立方形等の形状のトマトに充てん液を加え、又は加えないで加熱殺菌したものをいう。</p> <p>(11) この規約で「その他のトマトを主原料とした食品」とは、全国トマト加工品業公正取引協議会の承認を得たものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、トマト加工品を製造・加工し、若しくは輸入して販売する事業者を行う者又はトマト加工品の製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業者を行う者であって、この規約に参加するものをいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するため</p>	<p>4 規約第2条第1項第10号の「全形若しくは立方形等の形状」及び「充てん液」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 形状</p> <table border="1" data-bbox="834 842 1442 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="834 842 970 880">用語</th> <th data-bbox="970 842 1442 880">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="834 880 970 994">全形</td> <td data-bbox="970 880 1442 994">果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 994 970 1032">2つ割り</td> <td data-bbox="970 994 1442 1032">全形をほぼ2分の1に切断したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1032 970 1070">4つ割り</td> <td data-bbox="970 1032 1442 1070">全形をほぼ4分の1に切断したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1070 970 1144">輪切り</td> <td data-bbox="970 1070 1442 1144">全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1144 970 1218">くさび形</td> <td data-bbox="970 1144 1442 1218">全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1218 970 1292">立方形</td> <td data-bbox="970 1218 1442 1292">全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1292 970 1339">不定形</td> <td data-bbox="970 1292 1442 1339">全形を不定形に破碎したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 充てん液</p> <p>ア トマトジュース、トマトピューレー又はトマトペースト若しくはこれにセルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切りしたもの（野菜類の搾汁を含む。）を加えたもの</p> <p>イ 水</p> <p>ウ ア又はイに食塩、砂糖類、香辛料等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの</p>	用語	定 義	全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの	2つ割り	全形をほぼ2分の1に切断したもの	4つ割り	全形をほぼ4分の1に切断したもの	輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの	くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの	立方形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形のもの	不定形	全形を不定形に破碎したもの
用語	定 義																
全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの																
2つ割り	全形をほぼ2分の1に切断したもの																
4つ割り	全形をほぼ4分の1に切断したもの																
輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの																
くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの																
立方形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形のもの																
不定形	全形を不定形に破碎したもの																

規 約	施 行 規 則				
<p>の手段として、事業者が自己の供給するトマト加工品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要な表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、トマト加工品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、トマト加工品の容器包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p>	<p>（必要な表示事項の表示基準）</p> <p>第2条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="826 1339 1444 2051"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="826 1339 1444 1373">表 示 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 1373 922 2051">名 称</td> <td data-bbox="922 1373 1444 2051"> <p>容器包装のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1) トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」</p> <p>(2) トマトペーストにあつては「トマトペースト」</p> <p>(3) トマトジュースにあつては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあっては「トマトジュース（濃縮トマト還元）」</p> <p>(4) トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」</p> <p>(5) トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」</p> <p>(6) トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」</p> </td> </tr> </tbody> </table>	表 示 基 準		名 称	<p>容器包装のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1) トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」</p> <p>(2) トマトペーストにあつては「トマトペースト」</p> <p>(3) トマトジュースにあつては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあっては「トマトジュース（濃縮トマト還元）」</p> <p>(4) トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」</p> <p>(5) トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」</p> <p>(6) トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」</p>
表 示 基 準					
名 称	<p>容器包装のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1) トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」</p> <p>(2) トマトペーストにあつては「トマトペースト」</p> <p>(3) トマトジュースにあつては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあっては「トマトジュース（濃縮トマト還元）」</p> <p>(4) トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」</p> <p>(5) トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」</p> <p>(6) トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」</p>				

規 約	施 行 規 則	
		<p>(7) トマトソースにあつては「トマトソース」</p> <p>(8) トマトミックスソースにあつては「トマトミックスソース」</p> <p>(9) チリソースにあつては「チリソース」</p> <p>(10) 固形トマトのうち充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあつては「トマト・ジュースづけ」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトピューレーを加えたものにあつては「トマト・ピューレーづけ」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトペーストを加えたものにあつては「トマト・ペーストづけ」</p> <p>固形トマトのうち充てん液として水を加えたものにあつては「トマト・水煮」</p> <p>固形トマトであつてセルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあつては品名の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又「皮付き」と表示する。</p>
(2) 固形トマトにあつては、形状	形状	<p>(1) 固形トマトについて表示する。</p> <p>(2) 「形状」の文字のあとに、次に定めるところによりそれぞれ表示する。全形にあつては「全形」と、2つ割りにあつては「2つ割り」と、4つ割りにあつては「4つ割り」と、立方形にあつては「立方形」と、輪切りにあつては「輪切り」と、くさび形にあつては「くさび形」と、不定形にあつては「不定形」と、その他のものにあつてはその形状を最もよく表す用語を表示する。</p>
(3) 原材料名・添加物	原材料名・添加物	<p>「原材料名」の文字のあとに、次に定めるところにより表示する。</p> <p>(1) トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト、トマトケチャップ、トマトソース、トマトミックスソース、チリソース及びその他トマトを主原料とした食品</p> <p>使用した原材料を、次に定めるところによりア及びイの区分により表示すること。</p> <p>ア 添加物以外の原材料にあつては、原</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>a トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表示すること。</p> <p>b 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示すること。</p> <p>c bの規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が1種類あるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。</p> <p>d 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>e 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>f aからeまでに規定するもの以外のものにあつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。</p> <p>イ 添加物は、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、食品表示基準第3条第1項の規定に従い表示すること。</p> <p>(2) トマトミックスジュース 使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの区分により表示すること。</p> <p>ア 添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>a トマトジュースにあつては、「トマトジュース」と表示すること。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示すること。</p> <p>b 野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあっては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と表示すること。</p> <p>c トマトジュース並びに野菜類を搾汁したものと及びこれを濃縮したものの以外のものにあつては、(1)のアのbからfまでの規定に従い表示すること。</p> <p>イ 添加物は、(1)のイの規定に従い表示すること。</p> <p>(3) トマト果汁飲料及び固形トマト 使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの区分により表示すること。</p> <p>ア 添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより、a及びbの区分により表示すること。</p>

規 約	施 行 規 則	
		<p>a トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と表示すること。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と表示することができる。</p> <p>b トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあつては、(1)のaのbからfまでの規定に従い表示すること。</p> <p>イ 添加物は、(1)のイの規定に従い表示すること。</p>
(4) 内容量	内 容 量	<p>(1) 「内容量」の文字のあとに、内容重量又は内容体積を表示するものとし、内容重量はグラムまたはキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して表示する。ただし、単位価格表示の実施に関し、用いるべき単位が公的に示されている品目にあつては、その単位によって表示する。</p> <p>(2) 固形トマトのうち充てん液を加えたものにあつては、「内容量」にかえて「固形量」及び「内容総量」を表示することとし、「固形量」及び「内容総量」の文字のあとにそれぞれグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p>
(5) 賞味期限	賞 味 期 限	<p>賞味期限を表示する場合には、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>(1) 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより表示すること。</p> <p>ア 平成30年4月1日 イ 30. 4. 1 ウ 2018. 4. 1 エ 18. 4. 1</p> <p>(2) 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>ただし、(1)に定めるところにより、表示することを妨げない。</p> <p>ア 平成30年4月 イ 30. 4 ウ 2018. 4</p>

規 約	施 行 規 則	
<p>(6) 保存の方法</p> <p>(7) トマト加工品においてその使用上特に注意しなければならない事項がある場合にあっては、使用上の注意</p> <p>(8) 輸入品にあっては、原産国名</p>		<p>エ 18. 4</p> <p>(3) (1)及び(2)のイ、ウ又はエの場合であって、「. 」を印字することが困難であるときは、「. 」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」を表示すること。</p>
	<p>保 存 の 方 法</p>	<p>製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p>
	<p>使 用 上 の 注 意</p>	<p>使用上の注意は、トマト加工品の種類に応じて、次の例により表示すること。</p> <p>(1) 飲み残しは、ガラス製又は陶磁製の容器に移し替えてふたをし、冷蔵庫に保存し、翌日中にお飲み下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。</p> <p>(2) 開せん後は口部を清潔にし、ふたをしっかりと閉めて冷蔵庫に保存の上、なるべくお早めにお使い下さい（トマトソース、トマトケチャップ、トマトミックスソース、チリソース）。</p> <p>(3) 召し上がるときはよく冷やし、よくふってから開かんして下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。</p> <p>(4) 開かん後はすぐお飲み下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。</p> <p>(5) 一度開せんしたら変質しやすいので、なるべくお早めに使い切るようにして下さい（トマトピューレー、トマトペースト、固形トマト）</p> <p>(6) 内面塗装缶以外を使用した缶詰にあつては、「開缶後はガラス等の容器に移し替えること」等と表示する。</p>
<p>原 産 国 名</p>	<p>輸入品にあっては原産国名を表示すること。</p>	

規 約	施 行 規 則	
(9) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品関連事業者の氏名 又は名称及び住所	食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、表示内容に責任を有する者として、製造者、販売者、加工者又は輸入者の氏名又は名称及び住所を表示する。
(10) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	<p>(1) 製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整及び選別を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者（食品を調整又は選別した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）を表示する。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所（食品の製造又は加工が行われた場所。以下この項において同じ。）の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地。以下この表において同じ。）又は製造者若しくは加工者（食品を調整又は選別した者を含む。以下この項において同じ。）の氏名若しくは名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称。以下この項において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。</p> <p>(3) (1)の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるもの）に限る。以下この項において同じ。）又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げる</p>

規 約	施 行 規 則	
<p>2 事業者は、施行規則に定めるところにより、トマト加工品の容器包装に、次に掲げる事項を、商品名の表示と同一視野内に入る場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) トマトピューレー及びトマトペーストにあつては、トマトの搾汁を濃縮した度合い</p> <p>(2) 濃縮トマトを原料としたトマトジュースにあつては、濃縮トマトを使用している旨</p> <p>(3) トマト果汁飲料にあつては、トマトの搾汁の含有率</p>		<p>いずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>ア 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>イ 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>ウ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p>
	<p>2 規約第3条第1項第1号から第10号までに掲げる事項の表示は、容器包装の見やすい場所に次により表示する。</p> <p>(1) 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>(2) 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)（以下、「JISZ8305」という。）に定める8ポイント活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に定める5.5ポイント活字以上の大きさとするができる。</p>	<p>3 規約第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の表示は次に定めるところにより表示しなければならない。</p>
	<p>濃縮した度合い</p> <p>トマトの搾汁を</p>	<p>(1) トマトピューレー及びトマトペーストについて表示する。</p> <p>(2) 濃縮度合は「トマトを裏ごししておよそ3倍に濃縮してあります。」等と表示しなければならない。</p>
<p>用いている旨</p> <p>濃縮トマトを使</p>	<p>(1) トマトジュースについて表示する。</p> <p>(2) 「濃縮トマト還元」の文言を、JISZ8305に定める14ポイント活字以上の大きさの文字で、商品名の表示の同一視野内に表示すること。</p>	
<p>率</p> <p>トマトの搾汁の含有</p>	<p>(1) トマト果汁飲料について表示する。</p> <p>(2) 含有率は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所にJISZ8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で実含有率を上回らない10の整数倍の数値により、%の単位で、単位を明記して表示する。</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>3 事業者は、栄養成分の量及び熱量並びに食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第2項に定める事項の表示について、同基準に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 トマトミックスジュースに野菜ジュース等と表示する場合は、トマトが主原料である旨を、施行規則に定めるところにより明瞭に表示しなければならない。</p> <p>（不当表示の禁止）</p> <p>第5条 事業者は、トマト加工品の取引に関し、食品表示基準第9条に定めるもののほか、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条各号及び施行規則に定める定義に合致しない内容の製品について、それぞれそれらのものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 成分又は原材料について事実と相違するか、実際のものより優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 病気の予防等について効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 客観的な根拠に基づかないで特級等の文言を使用することにより、当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してある製品について、品評会等で受賞した旨を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて過大な容器包装を用いること</p> <p>(7) 他の事業者の製品を中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(8) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) その他製品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>（全国トマト加工品業公正取引協議会）</p> <p>第6条 この規約の目的を達成するため、全国トマト加工品業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、事業者をもって構成する。</p>	<p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第3条 規約第4条に規定するトマトが主原料である旨の表示は、「トマトミックスジュース」とJIS Z 8305に定める14ポイント活字以上の大きさの文字で、野菜ジュース等の表示の同一視野内に表示すること。</p> <p>（不当表示の禁止）</p> <p>第4条 規約第5条各号の規定による不当表示の類型を例示すると次のとおりである。</p> <p>(1) 客観的な根拠に基づかない天然、自然、純正、ピュアー等の文言を表示すること。</p> <p>(2) 生、フレッシュ等の文言を表示すること。ただし、新鮮な生野菜、生果実から直接製品化したものについて、原材料の説明をする場合は差し支えない。</p> <p>(3) 不老長寿、疲労回復等の文言を表示すること。</p> <p>(4) 濃縮トマトを使用したものに「シーズンパック」、「ストレート」と表示すること。</p> <p>(5) 内容量が直接の容器の内容積の90パーセント未満のもの。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>3 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第3条から第5条に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 公正取引協議会に参加する事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分することができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項、本条第1項若しくは第2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分したときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>(違反に対する決定)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第7条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について、施行規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日から平成32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるトマト加工品に係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この規則の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日から平成32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるトマト加工品に係る表示については、この規則の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>